平成２５年（フ）第２６５号
福岡市早良区原４丁目25―37、住民票上の住所宮崎県児湯郡新富町大字新田17942番地11
債務者　緒方　　圭
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６９号
宮崎市学園木花台桜１丁目25番地１　ファミール木花台Ａ棟101号
債務者　黒河　和孝
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９９号
鹿児島県霧島市霧島田口2327番地94
債務者　上原　里美（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
石川県加賀市山代温泉桜町２丁目51番地
債務者　東　　篤子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第７０号
石川県小松市粟津町ハ49番地
債務者　本谷とみ子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第５３号
長野県駒ケ根市赤穂14番地1951
債務者　三澤　一子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第４３号
兵庫県宍粟市山崎町今宿145番地２　さつきマンション806号、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町山田184番地13
債務者　久保　雅嗣
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第４５号
兵庫県佐用郡佐用町佐用231番地１　スターレジデンス101、申立て時の住所兵庫県佐用郡佐用町本位田甲446番地１
債務者　勝本　　順
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第６３号
兵庫県美方郡新温泉町浜坂177番地１
債務者　西村　茂則
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第５７１号
熊本市西区小島７丁目４番１―401号　市営小島団地１Ｃ―１
債務者　白石　雅美（旧姓表）
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６０１号
熊本市東区長嶺南３―２―70　エルビス第２長嶺Ｂ―11、住民票上の住所熊本市東区西原１丁目13番13号　３Ｆ
債務者　藤井　あや（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２８号
青森県黒石市住吉町25番地
債務者　成田　沙織
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１８２号
青森市大字宮田字玉水198番地
債務者　横内　公博
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６５８号
名古屋市港区木場町６番地の15　スペリアシティ名南アネックスⅣ912号
債務者　金美由貴こと加藤美由貴こと　松田美由貴
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７２号
栃木県宇都宮市岩曽町1547番地　岩曽サンハイツ201
債務者　小野口有香
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８２号
栃木県宇都宮市上戸祭町372番地１　別井ハイツＣ202
債務者　生方　由美
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係